

平成19年度第1回函館市男女共同参画審議会会議録

開催日時	平成19年4月24日 火曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階第2会議室
議 題	(1)(仮称)第2次函館市男女共同参画基本計画の策定について(公開) (2)その他 (公開)
出席委員	川上 幸三 会長 大門 春代 副会長 藤井 良江 委員 木下 元章 委員 佐藤 紀子 委員 植松 敏夫 委員 幸野 三和子 委員 寺島 文善 委員 古川 満寿子 委員 青山 精一 委員 (計10名)
欠席委員	長谷 くに子 委員 青田 基 委員 (計2名)
傍聴者	なし
事務局 出席者 職氏名	市民部長 斎藤 俊一 市民部次長 厚谷 享子 男女共同参画課長 川崎 伸子 主査 杉村 はるみ 主査 下中 修子

開会（18：00）

事務局  
（下中） ただいまから、平成19年度第1回函館市男女共同参画審議会を開会いたします。本日は、長谷委員、青田委員から都合により欠席ということでご連絡をいただいております。10名の委員の方が出席されておりますので、規定によりまして会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、この会議は公開となっておりますが、本日は傍聴人はおりませんので報告いたします。

川上会長 それでは、次第に従って進めます。報告事項として2件ありますが、（1）平成18年度函館市男女共同参画苦情処理制度に係る苦情等の処理状況について、（2）その他、この2件について、一括事務局から報告してください。

川崎課長 （1）「平成18年度函館市男女共同参画苦情処理制度に係る苦情等の処理状況について」ご報告申し上げます。

資料の1ページをお開き願います。昨年度は表の右側にありますように相談等は何件かありましたが、苦情処理委員に申し出るケースはございませんでした。相談等の内容ですが、「男女共同参画に係る市の施策についての苦情に関すること」に対する11件は、全て1人の男性からで市の男女共同参画施策は女性の側にのみ立ったもので、男女共同参画社会基本法の趣旨に反している。例えばDVの相談窓口についても、「『女性相談』という名称など男性が相談しにくい状況である。」さらに「児童扶養手当の支給が母子家庭のみを対象にしているのはおかしい。父子家庭にも支給すべきだ。」というような苦情がありました。全て匿名での電話等によるものでございました。こちらの説明をなかなか理解していただけなかったことから、苦情処理制度の利用をお勧めしましたが、「制度への申出はせずあくまで匿名で要望するので、今後施策に取り入れて欲しい。」という内容でございました。

次に、「男女共同参画を阻害すると認められること」の「性別に起因する暴力的行為」への相談は16件、これは全てDVに係わる相談でございました。「その他」の2件はどちらも女性からで、一つが賃金の不払いに関するもので、もう一つが職場の上司によるいじめでその上司に法的な制裁をし、損害賠償を請求したいということでした。賃金の不払いについては労働基準監督署の総合相談に、上司のいじめについては、市の市民相談で行っている法律相談の弁護士さんへ相談するようにそれぞれ中継ぎをしたものでございます。

続きまして（2）「その他」ですが、平成12年度から本市では行財政改革を進めておりますが、その中で平成18年度は、附属機関の見直しを全庁的に検討いたしました。その結果を2点ご報告させていただきます。一つは、委員の報酬額についてでございます。今年の2月に開催した市議会に提案し4月から、これまでの日額8,600円を5,000円に引き下げることになりました。委員の皆様には大変申し訳ございませんが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。もう一つは、審議会等の数が他都市と比べて多いということで統合や廃止することができるものはないかという検討も全庁的に行いました。その中で当課で所管しております女性センター運営協議会につきましては、この男女共同参画審議会において女性センターの運営についても審議していただけること。また「利用者懇談会」という利用者の声を聴く場が別にある。さらに、同センターの管理が昨年の4月から指定管理者制度に移行した。このようなことから同運営協議会を廃止し

当審議会に一本化することとしまして、3月に開催した同運営協議会においてもご報告申し上げたところでございます。

今後は、6月の市議会定例会に同運営協議会の廃止を提案いたしまして、現在の委員の任期が7月31日まででございますので、任期満了をもって廃止する予定でございます。このため8月以降は女性センターについてもこの審議会においてご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

川上会長

ただいまの報告事項についてご質問はございませんか。

(質問なし)

それでは、次に議題に入りたいと思います。

議題は、前回から続けて基本計画の策定についての審議ということですが、今日の会議の流れについてお諮りしたいと思います。最初に、前回の審議会でも色々ご意見が出まして、それを受けとめて事務局で問題点を整理し、修正案を資料にまとめておりますので、事務局からまず説明してもらって、それに対してご意見をいただきたいと思います。次に、残っている第3章の基本目標3および第4章について協議し、その後保留して置いた第2章に戻りまして、先日意見調査をさせていただきました「計画の将来像」や「計画の基本目標」部分についても協議していきたいと思います。それでは、まず事務局から修正案の説明をお願いします。

川崎課長

前回の審議会でもいただいたご意見をもとに事務局で修正案をまとめました。資料の3ページをお開き願います。(1)前回の審議会に基づく修正案です。第1章「計画策定の背景」の、骨子案では1ページになります。2「『～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21』の検証について」ですが、前回の審議会でも「検証は『はこだてプラン21』に掲げられた5つの基本目標それぞれについて行うべきではないか」ということと接続詞の使い方についてもご意見をいただきました。まず「検証」についてですが、検証作業は計画を策定するうえで重要な事ですからどこの街でも行われており、事務局では札幌市を参考として「検証」の項目を設けましたが、市の総合計画をはじめ旭川市や他都市でも計画書への記載は行っていないところが多いという状況があります。

しかしながら、ここに掲載しました性別役割分担意識の問題については、それが改善されるとDVや雇用環境など男女共同参画に関する多くの問題が解決されるという側面がございます。また、政策・方針決定過程への女性の参画割合は、10年間の推移を数値で確認できるほか、全国的な傾向や当市の状況を客観的に確認できるという点で優れたスケールとなっておりますことから、この2つの項目について掲載したものでございまして、検証についてはこのままをお願いしたいと考えております。また、「接続詞」につきましてはご指摘を受けまして、2段落目の「また」を「この結果」とし、3段落目の「さらに」を「また」に修正したいと思います。

第2章「計画の基本的な考え方」につきましては、特に修正はありませんでした。

次に第3章「施策の展開」、基本目標1「人権尊重と男女平等の意識づくり」の、でございます。骨子案では6ページになります。推進の方向(1)「男女平等の視点に立った教育・学習の充実」の「基本方向と主要施策」の2行目になりますが、子どもたちの「成育過程」としておりましたが、「成長過程という表現

が適切ではないか」というご指摘がありましたので、そのように修正させていただきたいと思います。

次に、骨子案では、先程の行の終わりのほうになりますが、「男女共同参画に関する正確な理解の浸透」という部分で、「『正確な』という言葉の概念がわからないので、『正しい』とするか削除するかのどちらかにした方がいい」というご意見でした。これに関して国では、「正確な理解の浸透」という表現をしております。これは教育関係者の間に生物学的な違いをも否定するという誤った解釈が引き金となって現場が混乱したという実態を受けて用いたようですが、札幌市や旭川市では「意識を高める」など少し柔らかい表現を用いていることもありますので、「正確な」を外し「理解の浸透を図る」としたいと思います。

次に、骨子案では3行目になりますが、「授業や学校運営における」とありますが、この部分について「子どもたちを対象とするなら『授業やあらゆる教育活動において』が適切である」というご指摘があり、また、「対象が子どもなのか教職員なのかがわかりにくい」というご意見もいただきました。それらを踏まえて修正の方向性にありますように「教職員に対し」を「教職員への」とし、「授業や学校運営における」を「授業やあらゆる教育活動を通じて」に修正したいと思います。この基本方向は から まで修正がありましたので、一番下に「再掲」として修正後の全文を掲載いたしました。

続きまして資料4ページの、骨子案の方は8ページになります。推進の方向(2)「男女の人権尊重意識に立った暴力の根絶」の「主要施策」になります。ここは前回の協議で修正をして「DV・セクハラ被害者への支援体制の強化」としたところですが、「DV、セクハラについては略さない方が良い」というご意見をいただきましたので、「ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの被害者への支援体制の強化」と修正したいと思います。

次に、基本目標2「あらゆる分野への男女共同参画の促進」でございます。番号の、骨子案では14ページになります。推進の方向(2)「雇用等の場における男女共同参画の促進」のところで、「セクハラ相談窓口の充実を主要施策として入れてほしい」というご意見がありました。雇用の場におけるセクハラ防止対策は重要であり、基本目標1でもDVと併せて触れているところですが、事業主に対するセクハラ防止や相談体制の充実などについて強く働きかけていく必要がありますことから、ご意見を踏まえて修正したいと考えております。

まず骨子案14ページ「現況と課題」の6行目の半ほどになりますが、「職域も限定的なものとなり」の後に「また、一方ではセクシュアル・ハラスメントの被害が生じるなど」を加えたいと思います。

また、「基本方向と主要施策」の1行目の「事業所においては」の後に「セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みをはじめ」を加え「法制度の遵守・活用を図り」と続けたいと思います。また、主要施策の「雇用に関わる法制度等の周知・啓発」の後に「および相談体制の充実」と加え、全体的にセクハラ防止の視点を持った形に修正したいと思います。

次に、骨子案では16ページになります。推進の方向(3)「多様なニーズを踏まえた就業環境の整備」、ここの部分に関わってということで「働く上で家庭生活と職業の両立支援が重要であることから、ここでも掲げておくべきではないか」というご意見をいただきました。家庭生活と仕事を両立させるために重要な支援といたしまして、育児休業制度などを利用しやすい職場環境をつくるなど事業主の配慮や、保育や介護サービス体制などの充実が必要なことから、そのことについては骨子案14ページの推進の方向(2)「雇用等の場における男女共同

参画の促進」と、まだ審議をしてはおりませんが、20ページの基本目標3のところで触れておりますが、ご意見を踏まえ、そのことをもう少し骨子案の中で明確にしておく必要があると思いますので、資料にありますように修正したいと思います。まず、骨子案14ページの「現況と課題」の下から2行目に「ワーク・ライフ・バランスの推進」としてありますが、これが仕事と家庭生活のバランスをとりながら両立していくことを推進するというので、両立支援策の一つとしてありますが、比較的新しい言葉でまだ浸透していないと思われるので、ここに用語解説を入れて「仕事と私生活とが調和あるいは両立している状態」と説明し、両立支援の必要性を強調したいと思います。

もう一つが、資料の5ページになりますが、骨子案では20ページの基本目標3「多様な生き方が選択できる環境づくり」の推進の方向(1)「少子高齢社会における男女の自立支援」ですが、ここでは男女がそれぞれ自立し、家庭生活と仕事を両立することができるように、保育や介護の体制を整備することが必要であるという内容を記載しておりますが、ここの「基本方向と主要施策」の3行目の中程、「保育・介護体制の充実」の後を「充実など、仕事と家庭生活の両立支援を図るとともに、高齢者等の生きがいづくりや社会参画を促進し、活力ある地域社会の形成をめざします。」と変更したいと思います。

次に番号の ，骨子案の16ページに戻っていただきたいと思います。

「基本方向と主要施策」のところに施策を4項目掲げてありますが、「すべて女性の就業について言及しているが、女性という言葉があるものかないものがあるので、どちらかに表現を統一するべきではないか」というご意見をいただきました。ここでは、ご意見にありましたとおり女性の就業環境が、様々な場において男性に比べてまだ格差があることから改善していきたいという内容になっておりますので、ご意見を踏まえまして、主要施策の と にも「女性の」という言葉を付け加えたいと思います。

次に、資料の の下の「その他」でございます。骨子案に図や表を18点挿入しておりますが、その表示方法について、「図は図、表は表として番号を付すべきではないか」というご意見をいただきました。事務局で調べましたところ、ご指摘いただいたような形での記載や図表という標記もあるなど、まちまちな状況ではあります。市の総合計画では「図表」として通し番号をつけていますことから、総合計画に合わせて原案どおり「図表」として表記させていただきたいと思っております。

最後に(2)「その他の修正案」ということで をご覧下さい。骨子案では19ページの図表-13の「仕事と家庭についての男性の考え方」において、「家事・育児や地域活動を妻と分かち合い、仕事と家庭を両立させる」という男性が66.7%という状況になっておりますが、11ページの図表-5「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な男性が35.5%にとどまっており、その矛盾する結果が理解しがたいというご意見がございました。19ページの図表についての説明が言葉足らずな部分もあったかと思っておりますので「男性の考え方として望ましいのはどれか」という理想像を尋ねたものであるということを知りやすくするために、タイトルの下に「～望ましいと思うのはどのような考え方か」を付け加えたいと思います。以上、修正案についてご説明させていただきました。

川上会長

それでは今 から まで前回出されたご意見に対して事務局から修正案を出したわけですが、何かご質問ご意見はございませんか。

19ページの図表の13のところのタイトルですが、サブタイトルをつける場

合に、最初私からは「普通はなみ線です」と事務局にお知らせしていましたが、最近の論文等では「棒」になっているようなので、修正していただければと思います。

(事務局了解)

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、何かありましたらまた後からでも全体通してということでご質問の時間を取りますので、前回いただいたご意見については事務局からだされた修正案どおりということでまとめたいと思います。

次に20ページ第3章の基本目標3について、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

木下委員

言葉の定義ですが、20ページの「現況と課題」のところに「老年人口」そして下の段に「高齢者人口」という言葉がありますが、これは前に出てきた言葉で何歳以上なのかなどがどこかに書かれているのでしょうか。

川崎課長

前には出てきておりません。図表の方にも説明はありますが、それだけでは不十分だと思いますので、そういう意味ではこの「老年人口」が何歳以上なのかをどこかに注記したほうがよろしいですね。

木下委員

そう思います。あと「老年人口」と「高齢者人口」の言葉の違いについてはどのようになっているのでしょうか。

川崎課長

図表にあります「老年人口」、「生産年齢人口」、「年少人口」は統計学的な言葉の使われ方で、国勢調査の時にはこのような振り分けをしております。高齢者人口というのは多分高齢者対策の中での使われ方で、それぞれ使い分けられているのかと思いますが、確認して次回報告させていただきたいと思います。

藤井委員

20ページ「現況と課題」の3段落目の2行目に「合計特殊出生率」とあり、図表16にあるのですが、言葉の説明についてはどこかにありますか。なければこれについても入れた方がよいと思います。

川上会長

初めて出てくる言葉や説明しておいた方がよいような言葉については、記載しておいた方がよいと思います。

木下委員

20ページ「現況と課題」の7行目では「高齢者や障がい者が」と表現し、「基本方向と主要施策」のところでは、「高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します」とあります。それまでは障がい者、高齢者という表現ですが、主要施策の には「高齢者や障がい者等」とあります。この「等」は何か他のものを含めているのでしょうか。

川崎課長

基本方向のところは今回高齢者とありましたのを障がい者を含め「高齢者等」に改めたところではありますが、主要施策の方で用いている「障がい者等」の部分については、調べさせていただきたいと思います。

川上会長

お願いします。その他推進の方向(2)で何かございますか。

青山委員 現況と課題のところにあります「メタボリック症候群」などは最近話題で、マスコミなどでもよく取り上げられていますが、先ほど用語の解説を加えたいという事務局の説明がありました。どの程度のものと考えているのでしょうか。

川崎課長 男女共同参画の関係の言葉は結構カタカナのものが多く、「ドメスティック・バイオレンス」などそういうカタカナについて用語解説を入れようと思っていたところですが、先ほどご指摘がありましたように「合計特殊出生率」ですとか「老年人口」等も巻末につけたいと考えておりますが、「はこだてプラン21」ではそのページの下に説明をつけたりしています。この方がわかりやすいと思いますが、その中に収まるかどうかということもありますので、構成の中で表記の方法を考えていきたいと思えます。

青山委員 例えば今の「メタボリック症候群」などは入りますか。

川崎課長 確かにこれも例えば男性の腹囲が85cm以上で、血中脂質、血圧、血糖のうち2つ以上が当てはまると該当するなど、正確な意味についてはなかなかわからないかと思えますので、入れた方が良くないかと思えます。

古川委員 「メタボリック症候群」という言葉はこれからずっと長く生きていく言葉なんではないでしょうか。ある種の流行語ではないのでしょうか。これは基本計画ですから安定した言葉でなければならないと思えます。

川崎課長 今回の件につきましては確認して、次回報告させていただきたいと思えます。

川上会長 お願いします。それからその上の「若年層の性感染症のほか、HIV、喫煙、薬物乱用」と書いてありますが、性感染症というものの中には、エイズやクラミジアなど色々あり、HIVというのはエイズウイルスですから、ここではいらないと思えます。その後「などの社会問題化の増加」とありますが増えてはいないと思うのですが、藤井委員、この問題は増えているのでしょうか。

藤井委員 減ってもいいですね。

川上会長 こういう問題が若者の中に少しずつ浸透してきているよ、それが社会問題として大きくなっているということで、これでも良いということでしょうね。

川崎課長 そうしますと、基本方向と主要施策についても「HIV」のところは削った方が良くないですね。

川上会長 これもいらないと思えます。あとはいかがでしょうか。  
(意見なし)

それでは次の第4章、24、25ページですが、ここに関わって何かご意見はございますか。事務局の方で私が予めお話した件について皆さんに説明してください。

川崎課長 川上会長から事前にいただいたご意見ですが、第4章「計画の推進」の2「計

画推進のための取り組み」，（３）「市の施策に関わる苦情への対応」の中で「市が実施する施策で男女共同参画を阻害すると認められるものに関し，苦情等の相談を受け，問題の解決に向けて適切に対応します」として市が実施する施策のみを掲げていますが，男女共同参画推進条例に基づく苦情処理委員の所掌事務として，市が実施する施策以外でも男女の人権の侵害，例えばセクハラなど男女共同参画を阻害すると認められることに関しても対応することになっているので，ここに加えた方が良いのではないかというご意見でありましたので，その部分についても次回整理してお示ししたいと考えております。

川上会長

この文章で行くと，市が実施する施策で男女共同参画を阻害すると認められるものに関してだけ対応するということになりませんが，条例の中の苦情処理委員の任務としては，男女共同参画を阻害すると認められるものに関して苦情を受けるとしています。そうであれば，この文章では施策に関してだけ苦情を受けると解釈されがちではないかと考えましたので「市が実施する施策ならびに男女共同参画を阻害すると認められるものに関して適切に対応します」と入れたほうが良いのではないかと思います。皆さんはいかがでしょうか。確かに新しい計画を推進していく上での文章だからこれだけでも良いという考え方もありますが，条例の中には二つのことが網羅されていますからどちらも入れた方が良いのではないかというのが私の考え方です。事務局で検討してみてください。

あと何かございますか。

藤井委員

24ページの（２）の2行目の「視点」という表現は私たちは「意識」という言葉を使うことが多いのですが，役所としては「視点」の方が馴染みがあるのでしょうか。

川上会長

基本法の解説の中か何かに「男女共同参画に関して敏感な視点を持ちなさい」というようなことが書かれていて，おもしろい表現だなと思いましたが，それに囚われないでわかりやすい表現をした方が良いと思います。

川崎課長

国の「計画の推進」の中に「行政職員の研修機会等の充実」という部分で「行政に携わる全ての職員が女性の人権に対する認識を高め，男女平等の視点を養うことができるように，男女共同参画に関する手引き等の作成・活用を図るとともに，研修機会や情報提供の充実を図る」とありますが，会長がおっしゃるように国の表現に囚われなくても良いとは思いますが，検討し次回ご報告させていただきます。

川上会長

他に何かございませんか。

（意見なし）

では，何かまたありましたら後でもお願いします。

次に，第2章に戻ります。骨子案2ページですが，「計画の基本的な考え方」について協議したいと思います。これについて事務局から説明してください。

川崎課長

第2章「計画の基本的な考え方」の3「計画の将来像」につきまして，資料の6ページをお開き願います。前回の会議で調査票を配付させていただき，その結果ファクシミリやお電話等で11名の方からご回答をいただきました。将来像については，10名の方が「必要である」と考えておられます。具体的な案につい



ては、(2)「将来像(案)」のとおりですが、事務局案と同様、いただきましたご意見では皆さん、「男と女」と書いて「ひととひと」と読ませる言葉で始まっています。女性を先にして「女と男」とする案も1件ございました。そしてそのあとに続く言葉としては、「ともに輝く豊かなまち」が3人、「個性が輝く明るいまち」が2人、その他お1人ずつ、資料にありますとおり様々なご意見を頂戴いたしました。この結果をもとに皆さんでご決定いただければと思います。

川上会長

函館市として目指すべき将来像については、アンケートの結果多数の方が「必要である」ということですので、将来像を立てるということではよろしいでしょうか。

(賛成の声あり)

そこで案としては資料にありますようにたくさん出ていますので、良いと思うものについて推薦していただければと思います。先に施策を作ってそれに合う将来像を考えるということになります。

古川委員

「男と女」と書いて「ひととひと」と読ませる手法はいつも用いられていて、計画だから出してもおかしくはないのですが、個人的にはあまり好きではありません。男と女という分け方自体が今はマイノリティの問題もありますし、敢えてこの言葉を出さなくも良いのではないかと思います。

佐藤委員

私も「男と女」と書いて「ひととひと」と読ませるのには疑義があります。私が出した原稿は、「男と女」を付けず、「ひとりひとりが輝く 豊かなまち」として出しました。

寺島委員

骨子案が完全に実行できるまでには、結構な時間を要すると思います。この骨子案が達成されますと将来像は自動的に出来上がってくると思われまますから、あえて作る必要はないのではないかと思います。

佐藤委員

いろいろな表現がありますが、この審議会として何を一番望むのかを検討して一つの言葉にしなければなりません。人間にとって何が一番大事かということが出てくる言葉であってほしいと考えますので、私としては色々な意味で心の豊かさが求められることではないかと思いますので「豊かなまち」にしたいというのが私の意見です。

青山委員

こういう将来像を作るのは必要だと思いますし、会議を進めるうえでは旗印というか目標を鮮明にして取り組んだ方が審議もしやすいと思います。また、「男と女」については、確かにこの計画の趣旨からすると、性を意識しないで一人ひとりとする方が良いかなとも今思いました。私も最初は「男と女」として作ってみましたが、そこには拘らなくても良いかなとは思っています。それから今回出された中では「豊かなまち」という表現がありますが、これは経済的に豊かなのか人情的に豊かなのかということもあり、もちろん経済的に豊かであることも大切なのですが、どのように受け取られるのかわからないというところもあります。どちらかという私は「やさしさ」が気に入っています。

幸野委員

私は「男と女」と書いて「ひととひと」と読ませるのはやさしい言い方で良いと思います。また、これからは個性が輝いてこの函館が明るいまちになってほし

いいと思いますので2番目の「個性が輝く明るいまち」が良いと思います。

大門副会長

キャッチフレーズとしては、七五調というのは聞いていてすわりがいいものです。私は1番目が良いと思います。「男と女」というのは前にもどこかで使っているから耳に馴染みがあります。

木下委員

ここで1本に決めなければならないのですか。

川崎課長

審議会の案として市長に答申することになるので、できればここで決めていただきたいと思います。

佐藤委員

「ひとりひとり」は単に男と女だけではなく、子ども、お年寄り、障がい者、DV被害者などもそれぞれひとりひとりという意味があり、また、個性という少し違う意味があるような気がしています。固執はしませんが、そのところを考えたいと思います。

木下委員

結論をいうと私は「男と女 ともに輝く 豊かなまち」が良いと思います。敢えて「男と女」を入れた方が良いと思うのは、男女共同参画基本計画の趣旨が前提として基本的に女性の方が立場が弱く、男性と女性の差がある。それは社会的な地位とかのことですが、それを何とかしようということでこういう基本計画が出来てるわけですから、敢えて「男と女」として「ひととひと」と同じ言葉を使うことで、個人的には趣旨をよく表現できているのではないかと思います。

川上会長

個人的な意見ですが、男女共同参画社会では、男も女も対等な立場でそれぞれが個性と能力を発揮していく社会というのが目標にあり、それをこの10年間で何とか積み上げていこうとしています。そうすると「女」を前にして「女と男」として「ひととひと」とするのが良いのではないかと思います。「ひととひと」と敢えて出さなくて良いのではないかという意見と、出した方が良いという双方の意見が出ております。

寺島委員

男女を逆にすると今の社会制度とは逆になってしまいます。そういう意味では敢えて男、女というのを表面に出さない方が良いかと思います。

藤井委員

現状を見ると、例えば私は女性管理職であり、女性管理職の会というものもあります。若い方々はこういうのはいらないと言いますが、私としてはまだまだ女性が少なく、立場が弱いという考えですから、これは過渡期であってゴールであってはなりません。女性管理職の会を作って女性を増やしていきたいと考えています。この会もほんとうは佐藤委員のおっしゃるように男と女の垣根、バリアをなくして一人ひとりだというのが高い意識だと思うので、そこへ持っていくべきだとは思いますが、現状を見たときに、やはりまだまだと思っています。将来像という目指す姿を求めると違って来るかもしれませんが、ここ当分はいいですか、近い姿ということでは「男と女」があって良いのではないかと思います。自分では3つも書いてしまいましたが、「ともに輝く 住みよいまち」が一番近い目標かなと思います。

幸野委員

「住みよいまち」には「豊かな」という意味も含まれていると思います。

- 大門副会長 「住みよいまち」は町会のキャッチフレーズになっているので身近すぎるような気がします。逆に「豊かなまち」には「住みよいまち」も含まれると思いますので、イメージとしてはそちらの方が良いかと思います。
- 川上会長 「ひととひと」を入れた方が良いと思う方は挙手をお願いします。  
(挙手多数)  
それでは、「ひととひと」を入れるとして、そうなる次には「ともに輝く」が良いということになるでしょうか。  
(賛成の声)  
そして「豊かなまち」か「住みよいまち」ですが、「豊かなまち」には「住みよいまち」が含まれるというご意見がありましたので、「豊かなまち」というところに落ち着くでしょうか。  
(賛成の声)  
「男と女」は逆にした方がよいでしょうか。
- 寺島委員 どうしても男女共同参画は「男と女」というふうに男が先に出てきます。そういう中で男女共同参画を論ずるのは無理があるかと思います。ですから「ひととひと」とひらがなでも良いのではないのでしょうか。
- 大門副会長 女性を前に出すのはちょっと不自然な感じがあります。自然体が良いと思います。
- 寺島委員 いつでも「男」を先に出すと進むテンポが遅くなってしまう気がします。他町のセクハラ問題などがありましたが、それなりの立場の方でも未だにそういうことが平気で行われている実態があります。そういうことを考えると、できれば男、女ということをお忘れの方が仲良くいくのではないかと思います。
- 川上会長 先ほどは「男と女」と付けた方が良いという方が大勢を占めましたから、付けると言うことになるかと思いますが、もし付けないとなると「ひとりひとりが輝く…」となりますが、「今はまだ過渡期だから、男と女を付けて」というご意見もありました。
- 寺島委員 皆様のご意見で結構です。
- 大門副会長 これについては皆さんからご意見をいただいて、その調査結果がここに出ていますから、この中で決を採った方が良いのではないのでしょうか。
- 川上会長 だいたいそこまで行きましたね。あとは男と女のどちらを先にするかということです。男女という言葉があるから自然に「男と女」とするのか、敢えてひっくり返しておくかということもあるでしょうし。いかがでしょうか。
- 幸野委員 仮名をふっているわけだから、「男と女」でいいのではないのでしょうか。
- 川上委員 仮名をふったらいいというご意見ですがよろしいですか。「ひと」という仮名をふっているから同権ということですね。そうしましたら、このままでよろしい

でしょうか。「男と女 ともに輝く 豊かなまち」ということで。

(賛成の声)

一応、これで決めたいと思います。ありがとうございます。

それでは、もう一つ残っております3ページの「計画の基本目標」ということで、全体が決まってから最後にここが整理されるものですが、ここでご意見があったり気がかりなことがありましたら出してください。

基本目標1の中程に「このため、社会教育や学校教育などの場において、男女共同参画の視点に立った学習機会を充実するとともに」とあり、次に「職場や家庭・地域などにおける性別役割分担意識の解消を図り」とあり、さらに文章は続いています。学習機会というのは社会教育や学校教育などに全て含まれることでしょうか。文章が長すぎてどこにどうつながっていくのかがよくわかりませんが、私は教育や学習はあらゆる分野においてやっていかなければならないと思うので、「このため、あらゆる分野において...」とした方がよいと思います。そして「解消を図ります」で一度文章を切った方がよいと思います。いかがでしょうか。

川崎課長

「社会教育や学校教育などの場で」というのは基本目標の施策の展開の中で、そういう使い方をしていきますし、「あらゆる分野」という言葉は次の基本目標2のところに出てくるものですから、敢えてそのような表現にしましたが、確かに長文ですので、この部分は文章を短く区切るという観点で再検討してみたいと思います。

川上会長

よろしく願います。あと何かございますか。

古川委員

数値目標などは出さないんでしょうか。

川崎課長

最近の傾向では数値目標を入れる計画が多いのですが、例えば審議会の登用率など函館市が現在21%であるものを30%にするなどというのは設定できるかなと思うのですが、ほかの分野では数値目標を出すのはなかなか難しいというのが現状で、このため事務局では、敢えて数値目標は設定する予定はありません。

古川委員

わかりました。

川上会長

他にございませんか。4ページのところに「ひとり親家庭の自立支援や高齢者などが...」とあり、これは先ほどもご意見にありましたが、上の文中に高齢者・障がい者等とありますので、障がい者を入れて整理した方がよいと思います。

(事務局了解)

その他何かございませんか。

(意見なし)

それでは最後に5ページに施策の体系図がありますが、これは様々のご意見が出されてきましたので、事務局で次回までに修正していただきたいと思います。

他に全体を通して何かご意見はございませんか。

古川委員

8ページの男女の人権の尊重のところの主要施策が から までありますが、実際にはDV法の改正や道の基本計画が出来て、という流れの中では被害者の自立支援に重きが置かれるようになってきています。そういう中で自立支援に重き

を置くような表現として、「相談体制の充実」だけで良いものでしょうか。

川崎課長　この点は、平成18年度2回目の審議会でご指摘があり、支援体制の中に保護から救済、自立までの全てを含めて「支援体制の強化」という言葉に置き換えられています。

古川委員　わかりました。

川上会長　主要施策　の中に自立支援も入るということです。あと何かございますか。  
全体的に検討をしてきましたが、これで議題を終了します。事務局は次回までに整理をして皆さんに資料を次の会議の前に送ってください。委員の皆さんはそれを事前に検討されてから会議に臨んでいただければと思います。その他事務局から何かございますか。

川崎課長　資料の7ページに「平成19年度の男女共同参画に関する施策の概要」について9ページまで掲載しております。当審議会の開催を始めとして昨年度と同様、13の事業を実施する予定でございます。この資料も事前に送付させていただいておりますので説明は省略させていただきますが、ご意見やご質問等がありましたら、承りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

川上会長　ご質問はございませんか。  
(質問なし)  
事務局、次回が答申前の最後の会議になりますか。

川崎課長　今回は5月下旬に開催したいと思っておりますが、答申に向けてこれまで審議していただきましたものを整理して事務局からお示しし、最終的な確認をしていただきたいと思っております。もし、本日の会議以降にお気付きの点がありましたら来月上旬ぐらいまでに事務局にお知らせいただければ整理出来ると思っておりますので、ご連絡願います。その後6月上旬に会長と副会長に審議会を代表して市長に答申をしていただきたいと思っております。また、7月にはその答申を元にしてパブリックコメントを行い、市民の皆さんからもさらにご意見をいただき、その後に具体的な施策や事業を盛り込みまして計画素案を策定し、当審議会を始め庁内の合意、さらに議会にもお諮りし、今年度中に正式に決定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

川上会長　わかりました。今日は熱心にご意見を出していただき、ありがとうございました。以上をもちまして男女共同参画審議会を終了いたします。

閉会(19:50)